

29宗水第 26号
平成29年4月26日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(産業振興部水産振興課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成29年4月19日付29宗監第14号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（水産振興課）

定期監査実施日：平成28年4月18日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）地島漁港浮棧橋補修工事に関する事蹟について 工事受託者から提出された現場代理人及び技術者届の提出日付が、完成届の提出日である平成27年11月16日より後の平成27年11月22日となっているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）平成27年度 水産物加工処理施設刺身スライサー整備事業に関する事蹟について 共同利用施設整備事業として、事業費総額4,708,800円に対し3,269,000円を内示、決定し補助金を支出しているが、宗像市水産業振興対策事業費補助金交付要綱では、補助金額は「事業費に10分の5を乗じて得た額（国県補助は控除）以内で予算の範囲」と規定されている。国県補助はないので、4,708,800円の10分の5である2,354,400円以内で補助額を決定しなければならないが、規定を超える補助を行っている。前回の監査で同内容を指摘した際は、要綱の規定を超える額の補助金を交付する場合、起案文書に特別な理由を記載すると報告しているが、起案文書ではその記載がないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（3）平成27年度 漁港施設利用許可申請・許可書に関する事蹟について 漁港施設利用許可申請書に添付されている小型船舶操縦免許証の有効期限が過ぎているものがあるので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>（1）地島漁港浮棧橋補修工事に関する事蹟について 平成28年度施工分から起工から完成に至る各書類の記載事項(特に提出日について)のチェックを適正に実施しています。</p> <p>（2）平成27年度 水産物加工処理施設刺身スライサー整備事業に関する事蹟について 監査での指摘後は、要綱の規定を超える額の補助金を交付する場合、起案文書にその特別な理由について記載することを係内で情報共有を図り、記載を徹底しています。</p> <p>（3）平成27年度 漁港施設利用許可申請・許可書に関する事蹟について 監査での指摘後は、提出された書類を確認する際に、確認すべき項目の一覧表を作成し、不備がないように事務処理を行っています。</p>

